

令和4年 第2回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 3月1日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 4 年第 2 回美瑛町議会定例会

令和 4 年 3 月 1 日午前 9 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 2 5 号 指定管理者の指定について
- 第 3 議案第 2 6 号 指定管理者の指定について
- 第 4 議案第 2 7 号 指定管理者の指定について
- 第 5 議案第 2 8 号 指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 2 9 号 指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 3 0 号 指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 3 1 号 指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 3 2 号 指定管理者の指定について
- 第 1 0 議案第 3 3 号 指定管理者の指定について
- 第 1 1 議案第 3 4 号 指定管理者の指定について
- 第 1 2 議案第 3 5 号 指定管理者の指定について
- 第 1 3 議案第 1 6 号 令和 4 年度美瑛町一般会計予算について
- 第 1 4 議案第 1 7 号 令和 4 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について
- 第 1 5 議案第 1 8 号 令和 4 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算について
- 第 1 6 議案第 1 9 号 令和 4 年度美瑛町水力発電事業特別会計予算について
- 第 1 7 議案第 2 0 号 令和 4 年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について
- 第 1 8 議案第 2 1 号 令和 4 年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 1 9 議案第 2 2 号 令和 4 年度美瑛町水道事業会計予算について
- 第 2 0 議案第 2 3 号 令和 4 年度美瑛町立病院事業会計予算について

○出席議員（14名）

1番	保田仁	議員
2番	坂田美香	議員
3番	増山和則	議員
4番	濱田洋一	議員
5番	大坪正明	議員
6番	中村俱和	議員
7番	穂積力	議員
8番	桑谷覺	議員
9番	高田紀子	議員
10番	野村祐司	議員
11番	青田知史	議員
12番	山本賢一	議員
13番	八木幹男	議員
議長	14番 佐藤晴観	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君
副	町	池	田	由	行	君
会	計	小	杉	昌	敏	君
総	務	今	瀧		毅	君
まちづくり推進課	長	新	村		猛	君
移住定住推進室	長	高	島	和	浩	君
税	務	川	合	実	智代	君
住	民	庄	司	篤	史	君
保	健	高	木	比	斗志	君
地域包括支援センター	所	高	崎	史	江里	君
子ども・子育て支援室	長	檜	山	尚	代	君
保健センター	所	鎌	田	静	香	君
商工観光交流課	長	栗	原	行	可	君
文化スポーツ課	長	平	間	克	哉	君
農	林	吉	川	智	巳	君
建	設	山	下	浩	史	君
水	道	岩	佐	和	男	君
町立病院事務局	長	観	音	太	郎	君
総	務	鈴	木		誠	君
総	務	松	岡		歩	君
教	育	千	葉	茂	美	君
管	理	梶	原	祐	治	君
図	書	山	上	修	司	君
農	業	只	野		透	君
農	業	富	田	敏	博	君
代	表	大	西	宣	充	君

○書記

事務局 長 今野 聖 貴 君
次 長 才 川 育 世 君

開議挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。定例会2日目、早朝より、今日もご参集いただきまして、ありがとうございます。何か雪あんまり降らないなと思って過ごしていると、ここ何日か最近ちらちらと、大雪は降ってませんが、今も窓の外見ると、深々と降ってるなというような感じであります。早い春の訪れというのを願うところでありますが、まだもう少し先かなと思っているところであります。

さて、議会の中においては、真実、事実を正確に伝えるという部分が必要不可欠になっているのは当然でありますけども、時には間違ふこともあろうかと思えます。僕は昨日、観音さんに申し訳ないなという思いで一晩を過ごしてやってきました。議員各位も私のような間違いがないようにやっていただけたらという思いであります。それではよろしく願いいたします。

開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、2番坂田美香議員と12番山本賢一議員を指名します。

日程第2 議案第25号 指定管理者の指定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、議案第25号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

榎山子ども・子育て支援室長。

（子ども・子育て支援室長 榎山 尚代君 登壇）

○子ども・子育て支援室長（榎山尚代君） おはようございます。議案第25号について、提案

理由の説明を申し上げます。議案集は97頁になります。美瑛町立どんぐり保育園につきましては、本年3月31日で指定期間が満了となることから、その管理につきまして、引き続き、社会福祉法人びえい子育て応援団へ指定管理の指定をしたいので、地方自治法に基づき、議会の議決をお願いするものです。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第25号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第25号の件を採決します。議案第25号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第25号の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第26号 指定管理者の指定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第3、議案第26号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

樫山子ども・子育て支援室長。

(子ども・子育て支援室長 樫山 尚代君 登壇)

○子ども・子育て支援室長(樫山尚代君) 議案第26号について、提案理由の説明を申し上げます。議案集は97頁になります。美瑛町へき地保育所につきましては、本年3月31日で指定期間が満了となることから、その管理につきまして、引き続き、社会福祉法人びえい子育て応援団へ指定管理の指定をしたいので、地方自治法に基づき、議会の議決をお願いするものです。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第26号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第26号の件を採決します。議案第26号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第26号の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第27号 指定管理者の指定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、議案第27号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

樫山子ども・子育て支援室長。

（子ども・子育て支援室長 樫山 尚代君 登壇）

○子ども・子育て支援室長（樫山尚代君） 議案第27号について、提案理由の説明を申し上げます。議案集は97頁になります。美瑛町障害者福祉サービス事業所栄町センターにつきましては、本年3月31日で指定期間が満了となることから、その管理につきまして、引き続き、一般社団法人満天の丘びぼうしへ指定管理の指定をしたいので、地方自治法に基づき、議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第27号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第27号の件を採決します。議案第27号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第27号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第28号 指定管理者の指定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第5、議案第28号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

栗原商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 栗原 行可君 登壇)

○商工観光交流課長(栗原行可君) おはようございます。議案第28号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は97頁と98頁になります。美瑛町活性化交流施設は、平成29年度から、展示や交流施設がある1階と2階部分と、飲食施設がある地下部分に分けて、それぞれの指定管理をしてまいりましたが、この度、施設全体の指定管理者として、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会に指定したいので、議会の議決を求めるものです。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第28号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) おはようございます。11番青田でございます。今ご説明いただきました指定管理の中身に、ちょっと私、違和感といいますか、ちょっと感じてる部分がありまして、まずこちらの方、従前、美瑛物産公社の方に令和5年3月31日まで指定管理ということで契約があったかと思えます。それで今回、指定管理の終わる理由というのは、辞退があって、それで終わることもありますし、あと期間満了というのもありますし、あと町側からの指定取消、それが契約終焉のパターンなのかなという風には思うんですけども、まずこの指定取消ではなくて、指定取消の申し出があったらどのようなそのやりとりがあって、新たな契約をすることになったのかということをお聞かせください。

あと、美瑛物産公社に指定管理をしていただいた理由についてはですね、こちらの方、テナントを入れて、それで家賃収入も見込めるということで、年間にしたら100万円以上の収入が見込まれていたんじゃないかなという風に思うんですけども、物産公社にとっては、やはりこう、今中々こう経営的に、何て言うんですかね。収入が少しでも多い方が良いんだと思うんですけども、それを返上する、その至った理由については、町側としては認識しているかどうか。

それと、こちら今後のその再編が検討されているというようなことは、以前説明いただいたんですけども、その再編の具体的な内容といたしますかね、そういうのが町の中に、町の方と物産公社の方でそれぞれ共通認識しているような、そういう再編の計画があるのかどうか、その3点について伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 今ご質問3つございます。まず今回、指定管理の理由につきましては、説明でも申し上げましたが、これまで29年から下の地下部分と地上階の部分をそれぞれ分けて指定管理ということになってます。27年に開設したb i . y e l lでございますけども、それまでは物産公社じゃなくて活性化協会が一つの施設を担ってきたと。飲食の専門分野を持っている物産公社に任せる方が良いだろうということで、29年から地下部分を任せたとこの経緯がございます。

今回1月に物産公社の方から、指定管理についての辞退の申し出があったということでございます。その内容につきましては、協定書に基づく協定の部分では2つございまして、町の方から指定管理の取消しの部分と、あとは指定管理を受けている指定管理者からの辞退の申し出という項目がございます。後段の方の指定管理の辞退を申し出ということで、1月に申し出を受けまして、それを受理してっていう内容です。その内容につきましては、先ほどの質問の3つの部分とちょっと被るところがありますけども、現在、物産公社の経営につきましては、このコロナ禍の状況により、かなり厳しいというところもございます。体制の見直しっていう部分も含めてですね、今地下の部分を担当しているところを一度整理していきたいということでございます。そういった中から辞退があり、今回、従前から活性化協会一体でやっていたものですから、今回引き続き、一体として活性化協会にお願いするというものでございます。

また、物産公社につきましては、これまで地下の部分は直営でやってきた部分を、昨年から第三者、この協定に基づいて第三者に貸し付けることができますので、第三者に貸付けて運営をやってきたということでございます。当然、家賃収入ということで収入はありますけども、当然それに対して支出もございます。その支出というのは電気代とかも色々あるんですけども、

その全体的な収入と支出を計算すると、かなり、全部その丸々収入ってことじゃなくて、支出も出ているということで、とんとんっていうかちょっと清掃費が入ってる部分もありますので、光熱費とかも入っております。実質はちょっと赤字になっているような状況でもございまして、そういう部分もあって、あと経理の部分とか施設のことであれば事務的なものも発生しますし、人件費も発生するというので、その施設部分を一度お返ししたいという内容でございまして、地下の収入の部分が、必ずしも物産公社の経営のその収入に、経営に対して少しでも支援としてあったかという、支出のことを考えると、さほどそうでもなかったという状態のようです。

あと今後、物産公社の経営ということになるのかもしれませんが、3つ目でございますけど、現在あの、物産公社と活性化協会、観光協会という部分で、従前からその体制の見直しとか、組織の業務内容の見直しとかという形でやっております。当然物産公社については元々が収益団体ということもございまして、いかに利益を出していくかということが目的ではございますけども、その経営改善の部分も見直しということで、今後具体的な部分はちょっとこれからになりますけども、本年度につきましては、活性化協会が中心となって、それぞれの団体のヒアリング、業務委託を通してヒアリング等、各職員の意向を聞いてどういう体制が一番良いのかということで検討してまいりました。今月その色々業務をお願いしてるところから、正式な報告がございまして、その報告に基づき、どのような進め方が良いのかということで、来年度、具体的な方向性に向けて進めていくような形になるかと思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。今答弁いただいた中で、こちらの物産公社で、収入として家賃収入はあるけれども、要は経費も出てくるので、それでその部分も負担になる。そこをもって、やはりこう指定管理を見直したというようなことで、理解はできるんですけども、再編のイメージというのがちょっとよく分からなかったんですが、町の持っているイメージもあるでしょうし、物産公社の方も、その何て言うんですかね、再編について色々考えたとは思っています。ただその辺については、すり合わせというか、そういうのは現在進んでいるのかどうか、ちょっとその辺について、やはり今回一つの、何て言うんですかね、イメージとしては、双方きちんと協議をしたのかっていうところで、今回の話になってると思うんですけども、その辺、今後のことについてはおおよその共通認識を持っているのかどうか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原課長。

○商工観光交流課長（栗原行可君） 当然一方的に辞退しますということで申し出、向こうから一方的にきてる訳ではないので、事前の話とか、当然話があった中で、それでは分かりましたと。ですから状況については当然町側も承知しているところであり、当然物産公社も当然やりとりの中で申し出があったということです。今、体制的にコロナ禍の影響も当然ありますけども、物産公社自体も職員が、当然パートも含めて職員も、この経営がどうだこうだということではなくて、職員も減ってきているということもあり、地下の部分の経営もそうですけども、そういう人の関係も中々大変だということもありましたので、来年度どういう形で、この部分は各関係機関、そして当然、自主再建という言葉が良いのか分かりませんが、当然コロナがなくなったらということではなくて、今どういう風に経営をしていくかということを検討しながら進めていくべきだと私は考えております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 答弁いただきました。最後になりますけれども、こちら現在営業されているテナントさんもございます。それで、前はテナント公募というような形になっていたかと思うんですけれども、営業されて、その契約期間等についてはあるかと思うんですけれどもね、やはりこう入った以上は、きちんと町民の方のそういう、何て言うんですかね、ご商売しっかりと続けていかなきゃならないという風に私は思って、ただ一方で、やはり前回は公募であるとするんだとしたら、今回についてはどういう風に考えるのか、その辺りについての考え方を伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 栗原課長。

○商工観光交流課長（栗原行可君） はい、協定の条項にもあるんですけども、業務の引継ぎという条項がございます。それは当然施設の管理、物もそうですけれども、場合によっては人の引継ぎも含めて、新たな指定管理引継ぎをしなきゃいけないということになってます。そういう条項から見ますと、今入ってる方は大家といいますか物産公社から賃貸契約をしているということでございます。今度この議案が可決されるのであれば、新たな指定管理として、活性化協会が新たな貸付者という形になると思いますけども、これに基づきますと、当然、公募という形ということではなくて、やはり今入ってる方が優先されるというものに解されると思いますので、条件につきましては、当然、物産公社から活性化協会への引継ぎの中で、今入ってる方に不利な条件にならないような引継ぎになるかと思っております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

6 番中村議員。

○6 番（中村俱和議員） はい、6 番中村です。こういう公共施設のですね指定管理、これは大事な仕事だと思いますけども、町長自身はですね、こういう指定管理者になるという案ですけども、これは、やはり違和感を覚えます。町長自身がですね、この6つの施設、そのトップとして活性化交流施設になっている訳ですけども、町長自身が指定管理者にされた理由、特に一番大事な理由は何でしょうか、伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（栗原行可君） 第28号の部分だけ申し上げますと、代表者は、町長という形になってますけど、指定管理につきましてはその施設、団体に貸付けているものでございます。町長についてということじゃなくてですね、管理すべき企業、団体に貸付けてるという考えでございますので、指定管理として、行政のトップについてということではなくてですね、団体に指定管理するという形で考えてますので、別だという風に私は認識しています。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6 番中村議員。

○6 番（中村俱和議員） 6 番中村です。町長はですね、本来、大きな視点で全体を見ていかなかちゃいけないんですね。この指定管理者についてもそうです。指定管理者のですね、仕事ぶり、それから監督、指導、そういうことをね、町長自身がやらなくちゃいけないんですよ。これ逆じゃないでしょうか、そういった点でね。本人を本人が監督するってことになるんですよ、おかしいことなんですよ。そして、余りにもね、この形式的ではないかなと思うんですけどね。矛盾を持ってる。ですからね、色んな改革をやっていかなかちゃいけないんです。この管理者だけじゃないですよ、町全体、それから業務も正しく町民のための業務を、行政をやっていかなかちゃいけないんです。その町長がですね、この指定管理者になるってことは、おかしいことなんですよ。これではね、町民に説明つかないんじゃないですか、いかがですか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 指定管理者制度そのものの趣旨から申しますと、行政が直営でやるよりも、民間のノウハウ、また、経験を生かして効率的な運営を行っていただくところが指定管理者制度の根幹であろうと思っております。美瑛町の場合ですね、この町の規模、また、産業構造からいきまして、活性化協会があり、また、後ほど提案になりますけども様々な関係団体、民間団体がございます。そこに代表という形で町長が名を連ねておりますけれども、運営につきましては、それぞれの団体がそれまで培ってきたそれぞれのノウハウがございます。

その各団体のノウハウを生かして、より効率的な施設運営に当たるというところでございます。もちろん、指定管理者、発注してる町が指定管理を請け負った団体に対して管理、モニタリングをしていくということは、指定管理者制度の中で重要なことではございますけれども、その点につきまして、何かこう手心を加える等々、そういうことはないというようなことはお誓いを申し上げたいと思います。また、法的にもですね、指定管理者、自治体の長が指定管理団体の長に当たるということは、法的にもこれは問題ないと解釈されていると受け止めているところでございます。民間の契約でありましたら、双方の代理人が一緒だということで違法になるという解釈だそうですね、指定管理につきましては、契約では該当しないという解釈で、双方の長を務めることができるという風な解釈もなされているということは、この形にとりましても、今の美瑛町の形をもって、問題はないと解釈できているという風に私は思っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。まあその町長がおっしゃった、気持ちは分らないではないんですけどね。でも、そういった理論から言えばですね、これ、議案第25号から、どんぐり保育園の管理からですね、最後まで色んな施設がありますけれども、そう言ってしまうとね、これ全部町長がやれば良いんじゃないかということにもなるんですよ。それは法的な矛盾がないとおっしゃいますけどね、やっぱりそれは矛盾じゃないでしょうか。実質的な矛盾じゃないでしょうか。やっぱりこれはね、時間をかけて、もっとそういう視点からね、第三者の視点から管理者を決めるべきじゃないですか、何も慌てることじゃないんですよこれは。いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、ただいま何か問題が生じている、あるいは過去に問題が生じたという認識は全く立ってございませんけれども、ご指摘のようなご心配、ご不安があるようでしたら、その不安、ご懸念を払拭するための取り組みをしなければならぬかなという風に受け止めさせて、聞かせていただきました。ただ、現状におきましては、各これまでの議案第25号以降の各種団体で、団体の長が町長ではないということではございますけど、それはそれぞれの団体の中での互選により、役員構成を決めている訳でございます、その分につきましては適正な手続きで、各団体の長をお決めになられていることだという風にお答えをさせていただきたいと思います。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第28号の件を採決します。議案第28号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第28号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第29号 指定管理者の指定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第6、議案第29号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

栗原商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 栗原 行可君 登壇)

○商工観光交流課長(栗原行可君) 議案第29号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は97頁、98頁になります。美瑛町白金観光拠点施設の指定管理者の指定につきましては、本年3月31日に期間満了となるため、引き続き、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会に指定したいので、議会の議決を今回求めるものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第29号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第29号の件を採決します。議案第29号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第29号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号 指定管理者の指定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第7、議案第30号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長（吉川智巳君） よろしくお願いたします。議案第30号について、提案理由の説明を申し上げます。議案集は97、98頁になります。美瑛町農業技術研修センターにつきましては、令和4年3月31日で指定期間が満了となることから、その管理について引き続き、一般財団法人美瑛町農業振興機構へ指定管理の指定をお願いしたいので、地方自治法に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第30号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第30号の件を採決します。議案第30号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第30号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号 指定管理者の指定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第8、議案第31号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

吉川農林課長。

（農林課長 吉川 智巳君 登壇）

○農林課長（吉川智巳君） 議案第31号につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案集同じく97、98頁になります。美瑛町農業担い手研修センターにつきましては、同じく令和4年3月31日で指定期間が満了となることから、その管理について引き続き、一般財団法人美瑛町農業振興機構へ指定管理をお願いしたいので、地方自治法に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第31号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第31号の件を採決します。議案第31号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第31号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第32号 指定管理者の指定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第9、議案第32号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

吉川農林課長。

（農林課長 吉川 智巳君 登壇）

○農林課長（吉川智巳君） 議案第32号について、提案理由の説明を申し上げます。議案集同

じく97、98頁になります。美瑛町町民農園につきましても、令和4年3月31日で指定期間が満了となることから、その管理について引き続き、一般財団法人美瑛町農業振興機構へ指定管理者の指定をお願いしたいので、地方自治法に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第32号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第32号の件を採決します。議案第32号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第32号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第33号 指定管理者の指定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第10、議案第33号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 議案第33号について、提案理由の説明を申し上げます。議案集は同じく97、98頁になります。美瑛町営白金牧場につきましては、令和4年3月31日で指定期間が満了となることから、その管理につきまして、引き続き美瑛町営白金牧場運営協議会へ指定管理の指定をお願いしたいので、地方自治法に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第33号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第33号の件を採決します。議案第33号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第33号の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第34号 指定管理者の指定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第11、議案第34号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

平間文化スポーツ課長。

（文化スポーツ課長 平間 克哉君 登壇）

○文化スポーツ課長（平間克哉君） 議案第34号、指定管理者の指定についての提案理由のご説明を申し上げます。議案集は97頁と99頁になります。美瑛町滑空場及び附属施設の指定管理者の指定につきましては、現在の指定期間が令和4年3月31日で満了となることから、令和4年度以降の指定管理者を引き続き美瑛航空協会に指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第34号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第34号の件を採決します。議案第34号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第34号の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第35号 指定管理者の指定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第12、議案第35号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

平間文化スポーツ課長。

(文化スポーツ課長 平間 克哉君 登壇)

○文化スポーツ課長(平間克哉君) 議案第35号、指定管理者の指定についての提案理由のご説明を申し上げます。議案集は97頁と99頁になります。美瑛町町民プールの指定管理者の指定につきましては、現在の指定期間が令和4年3月31日で満了となることから、令和4年度以降の指定管理者を、引き続き株式会社スコアレに指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第35号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第35号の件を採決します。議案第35号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第35号の件は原案のとおり可決されました。
午前10時30分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時17分）

再開宣告（午前10時30分）

日程第13 議案第16号 令和4年度美瑛町一般会計予算について
日程第14 議案第17号 令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について
日程第15 議案第18号 令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算について
日程第16 議案第19号 令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計予算について
日程第17 議案第20号 令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について
日程第18 議案第21号 令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算について
日程第19 議案第22号 令和4年度美瑛町水道事業会計予算について
日程第20 議案第23号 令和4年度美瑛町立病院事業会計予算について

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第13、議案第16号、令和4年度美瑛町一般会計予算についての件、日程第14、議案第17号、令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算についての件、日程第15、議案第18号、令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算についての件、日程第16、議案第19号、令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計予算についての件、日程第17、議案第20号、令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算についての件、日程第18、議案第21号、令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算についての件、日程第19、議案第22号、令和4年度美瑛町水道事業会計予算についての件及び日程第20、議案第23号、令和4年度美瑛町立病院事業会計予算についての件を一括議題とします。

町政執行方針

○議長（佐藤晴観議員） ここで角和町長から令和4年度町政執行方針についての申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） よろしくお願ひいたします。各会計のご提案に伴いまして、令和4年度

の町政執行方針を申し述べさせていただきます。

はじめに。令和4年第2回定例会に当たり、町政執行の基本的な方針と主要な施策につきまして所信を申し上げ、町議会議員並びに町民の皆さまの御理解と御協力をお願い申し上げます。

町民の皆さまから温かく力強い御支援と御支持をいただき、町政運営の重責を担わせていただいていた以来3年が経過し、任期の締め括りの年を迎えることになりました。この間、町民の皆さまから寄せられた多くの御期待をしっかりと受け止め、皆さまの声を丁寧にお聞きし、「みんなでつくる」「世界に誇れる」「しあわせな」そして「未来につなぐ」を、町政のビジョンとして取り組んでまいりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が国内で初めて確認されてから2年余りが経過しました。今なお世界的流行が続く中、本町においても、社会経済に甚大な影響が及んでおります。

これまで、町民、事業者の皆さまには行動変容や事業制限など、長期にわたり多くの御苦労や御負担をおかけする中で、御理解と御協力をいただいていることに、改めてお礼を申し上げます。

しかしながら、新型コロナとの闘いは今も続いております。この危機を克服するためには、私たち町民が一丸となって、粘り強く取り組んでいかななくてはなりません。

私たちはこれまで、様々な危機にあっても、たゆまぬ努力と向上心、そして果敢な挑戦によって新しい時代を切り拓いてきました。

町民の皆さまと力を合わせ、地域の可能性をさらに引き出し、将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、私自らが先頭に立ち、いかなる困難にも正面から挑戦していく決意であり、引き続きの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

町政に臨む基本姿勢について。コロナ禍による今後の先行きが不透明な中、令和4年度はウィズコロナを前提に、新しい生活様式への対応促進を図りながら、感染拡大の防止と町民生活や地域経済の着実な支援とともに、ポストコロナを見据えた施策を推進し、本町の発展を加速させていくことが重要であると考えております。

今、新型コロナを避ける意識の高まりや都市一極集中への懸念、国際的なサプライチェーンの再編、デジタル化や脱炭素化の動きなど、社会全体に大きな変革が起こり始めております。本年度は、こうした国内外における情勢の変化や社会変革の動きを的確に捉え、ポストコロナを見据えた新たなまちづくりを進めていくための起点となる、重要な1年になると捉えており、その仕組みづくりと必要な施策を推進してまいります。

先を見通すことが難しい時代の中であって、大切なことは将来への確かな展望を持ち、直面している危機を乗り越え、次の世代に引き継げるまちづくりをしていくことです。

町民の皆さまの声に耳を傾け、そして町民の皆さまと共に歩めば、自ずと道は拓けてくると確信し、創造力を高め、実行力を磨き、各施策を力強く推進してまいります。

以下、令和4年度の町政の各分野にわたる主要な施策の具体的な推進方策について、次のとおり申し上げます。

第1、足腰の強い産業づくり。1、農業。近年の農業を取り巻く環境は、コロナ禍での営農活動や地球温暖化による自然災害、農業生産資材の高騰など、これまでも増して厳しい状況にあります。このような状況の時にこそ、生産者や消費者、関係機関、団体等が今まで以上に連携を密にし、基幹産業である農業を更に発展させていく必要があります。

国の農業政策の一つであるスマート農業については、引き続き国の補助事業をはじめ、未来につなぐ農業支援事業等で支援してまいります。

後継者・担い手対策においては、農業振興機構の担い手対策と合わせて女性農業者の積極的な社会参画に向けて、引き続き応援してまいります。

コロナ禍による米の価格の下落に歯止めが効かず、生産者の努力も限界にある中、昨年同様に米生産安定支援を行い、美瑛ブランド「美瑛米」を維持してまいります。

全国的に知名度を上げつつあるラスノーブル（グリーンアスパラガス）については、ブランド化に向け、試験圃場での苗の生育状況や品質等を検証するとともに、苗の供給体制づくりやG I（地理的表示）取得に向けて取り組んでまいります。また、小麦についてもG Iの取得を目標に、町内消費の拡大など多面的な魅力向上の取り組みに努めてまいります。

令和2年から開始した農福連携事業では、ジョブコーチ（農福連携技術支援者）による実践的な取り組みを進めるなど、農業者側の人手不足解消と、障がい者等の社会参画を実現する本町独自の仕組みを築いてまいります。

畜産業については、高騰し続ける配合飼料に対して草地基盤整備事業により良質で安定した自給粗飼料の確保を図るとともに、全国的な懸念となっている家畜防疫対策について、関係機関、団体と連携してまいります。また、白金牧場の施設を利用し畜産振興を図るとともに、多目的な利用に向けて取り組んでまいります。

農地基盤整備事業では、朗根内南地区改良事業の測量を開始し、事業の推進に取り組み、今後事業を予定している地区においても地域協議を進めてまいります。引き続き土地改良施設管理への支援を行っていくとともに、多面的機能支払交付金事業の活用により、地域資源の良好な保全や農村環境の向上に向けた取り組みを推進してまいります。

2、林業。林業については、木材価格がコロナ禍以前へ回復傾向にあるものの依然として厳しい状況下において、森林環境譲与税を活用した私有林等整備補助事業により造林事業や担い手対策に助成することで、未整備森林の解消と造林事業地の創出に努め、森林の持つ多面的機

能の発揮を図ってまいります。また、森林資源の循環利用の推進に向け、伐採後の造林に対して豊かな森づくり推進事業を活用した計画的な民有林整備を進めてまいります。

地域材のブランド化や付加価値向上に対して、上川森林認証協議会と連携し、森林認証材の利用促進と普及啓発を図ってまいります。

町有林管理においては、ウッドショックによる原木不足に対し、計画的に皆伐事業を実施し安定的な木材供給に努めるとともに、森林環境保全整備事業補助金を有効に活用した森林整備に努めることで、ゼロカーボンへの取り組みと持続可能な社会の実現に寄与してまいります。

3、商工業。商工業の振興については、中小企業振興基本条例に基づき、商工会等の関係機関と連携し、地域社会が一体となって中小企業の成長及び持続的発展に努めてまいります。

令和2年度に本格運用を開始した地域通貨事業「Beコイン」の更なる利用拡大を図り、町内での経済循環や地域コミュニティの活性化を推進するとともに、商工業者が自ら行うSDGsの取り組みやSNSを活用した販路拡大等の取り組みを支援し、持続可能な社会の実現と経営基盤の強化を進めてまいります。

中心市街地における空き地、空き店舗の活用に対する支援や、遊休町有財産の有効活用等も含めた企業誘致に取り組むとともに、新規開業に必要な改修費用や設備費用の一部を助成する起業支援事業の対象業種を拡大し、起業を目指す方々への支援に積極的に取り組んでまいります。

4、観光業。国内外の観光は、新型コロナによる影響によって大きく様変わりし、コロナ後の新たな観光のかたちが模索されています。本町においても、過去の観光の課題を解決し、豊かな観光資源と農業景観を次の世代へと引き継ぐとともに、SDGsに即した持続可能な観光を構築しなければなりません。このため、観光地としての魅力を磨き上げる観光基本条例（仮称）の制定に向けて検討を進めてまいります。また、観光振興財源として北海道で導入議論が進められている「宿泊税」について、本町においても導入に向けた議論を進めてまいります。

本年は、本町観光の礎を築かれた故前田真三氏（美瑛町特別功労者）の生誕100年にあたることから、拓真館を中心とする各種イベントを支援してまいります。また、北海道内や近隣区域からの「マイクロツーリズム」の需要も多く、観光客の回復と滞在型観光の推進に努めてまいります。近年、「サイクルツーリズム」の人気の高まっていることを受けては、「自転車活用推進計画」の策定を視野に、より安全で快適な自転車利用環境の構築を図ってまいります。

各種団体及び町民による実行委員会により主体的に運営されております各種イベントについては、新型コロナ対策に万全を期し、町民のふれ合いと町の賑わいづくりのため、魅力あるイベント運営を支援してまいります。

スポーツイベントについては、大会を開催するにあたっての感染リスクの対応と、参加者・

大会関係者への安全の確保を行い、大会規模等を十分に考慮しながら事業を実施してまいります。また、日常的に自転車を楽しむことができるサイクルスポーツの仕組みづくりとして、「サイクルスタンプラリー」をはじめ、スポーツに親しみ、地域と連携し交流できるイベントを推進してまいります。

5、移住・定住。移住定住については、まち全体で移住者を迎え入れるため、丘のまちびえい移住定住促進協議会や関係機関、団体との連携を強化するとともに、移住希望者が必要とする就業や住宅等の情報を積極的に提供することで、移住希望者の増加や定住化が促進されるよう努めてまいります。また、新たに若年層の定住化及び町内事業所等への就業を促進し、地域社会や産業の担い手の確保につながるよう、高校等程度以上の学種の学生・生徒を対象とした奨学金返還支援事業に取り組んでまいります。

テレワーク推進事業においては、本格的な取り組みから2年目を迎え、リモートワークを実施する都市部の企業社員や個人事業主の利用によるつながりを関係人口創出事業と連動させ、移住者の増加又は企業が行う一部事業の移転等が推進されるよう、積極的な事業推進に努めてまいります。

関係人口の創出・拡大については、地域外の人材や企業が町民や団体等とつながる場として、引き続きコ・ワーケーションビレッジ事業を推進するとともに、関係構築の橋渡し役となる地域プロジェクトマネージャーを配置し、ひと・しごとを呼び込む好循環づくりに取り組んでまいります。

6、白金泉源対策。白金温泉の泉源については、配湯量の増加を図るため、白金泉源21号井の新設工事を実施してまいります。また、予備ポンプの購入や必要な設備の修繕等を行い、白金温泉施設への配湯の安定化を図り、本町観光発祥の地である白金地区の振興に取り組んでまいります。

第2、ともに支え合うまちづくり。1、地域福祉。地域福祉においては、令和4年度から第2次美瑛町地域福祉計画を施行し、地域の皆さまと行政が一体となり、目指すべき地域福祉の実現に向けて福祉行政の推進に努めてまいります。

社会福祉については、これから結婚による新生活をスタートさせようとする世帯の支援を目的とした結婚新生活支援事業や、生計困難者の方を対象とする無料低額診療事業調剤処方費用助成事業を新たに設けるなど、地域で安心した生活が営めるよう制度の充実を図ってまいります。

子育て支援については、公認心理師の配置による子育て相談など、誰もが安心して相談できる体制を強化するとともに、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善への支援を行うことで各事業所での人材確保を図り、安心して子育てができる環境の整備に取り組んでまいります。

高齢者福祉については、高齢者が自分らしく自立した生活を営むため、地域での活動を推進する介護入門研修や地域サロン事業等を支援することにより、参加型の介護予防への取り組みを進めてまいります。また、高齢者補聴器購入費助成事業を新設し、難聴による危険からの回避や円滑なコミュニケーション能力の維持向上を図り、閉じこもりや認知機能の低下などの予防に努めてまいります。

障がい福祉については、障がいのある方が地域の中で安心して暮らせる環境づくりとして、障がい者グループホーム施設整備補助事業により、障がいのある方のニーズに応じた地域生活支援の拠点整備を推進してまいります。

2、保健。健康づくりについては、町民の健康寿命の延伸のため、生涯にわたる健康増進と疾病予防の推進に取り組んでまいります。このため、健診結果や医療、介護のデータを用いて町民の健康実態の把握と分析を行い、生活習慣病発症予防と重症化予防に重点をおいた保健事業を実施してまいります。

母子保健においては、産後の母子の健康保持及び保護者が安心して子育てができるよう、出産後助産師による専門的ケアが受けられる産後ケア事業の拡充を行ってまいります。

新型コロナ予防対策では、町内でも感染者や濃厚接触者が発生している状況の中、最も重要視されているワクチン接種について、3回目の追加接種や新たな接種対象者への接種など流動的な対応が求められており、北海道や各種関係機関との連携強化を図りながら、迅速で円滑な接種体制の構築に努めてまいります。

老人保健施設事業においては、コロナ禍でも安全な事業の継続を図るとともに、送迎車両の更新やリフト付き浴槽の入れ替えなどを実施することで利用者の方々に、より安心して利用できるサービスの提供に努めてまいります。

3、医療。町立病院は、町民の安心な暮らしを守るため、本年度も引き続き発熱外来・予防接種を核とした新型コロナ対応に全力で取り組むとともに、旭川医科大学や各医療機関との連携による診療体制を維持し、公共的な役割を持つ信頼ある医療機関として永続的に存在し続けることが不可欠です。

しかしながら、一層厳しさを増す国の医療施策の下、地域における医療の拠点として町立病院が町民の望む医療サービスを提供していくためには、収支バランスを踏まえた町立病院の立ち位置をしっかりと確立させ、コストパフォーマンスを意識した取捨選択を行う必要があると考えております。

全国的に、いまだ完全収束を見ない新型コロナにより、あらゆる人々が不安にさいなまれています。改めて医療の重要性を再確認し、安心な生活を守ることのできる万全な態勢づくりを進めてまいります。

第3、まちを動かす人づくり。学校教育につきましては、「令和4年度教育行政執行方針」において教育長より述べさせていただきます。

社会情勢が変化していく中、持続可能な地域づくりを目指すべく、町民一人一人の生涯学習の実践のため、途切れることのない学習機会の提供と活動の場の確保に努めてまいります。また、地域の歴史や文化、自然に触れ学ぶ事業、幅広い世代が優れた芸術文化に触れることができる事業や、少年少女道外研修事業をはじめ、子どもたちが夢や希望を持てるような学習機会を積極的に提供してまいります。

スポーツセンター等の各社会体育施設については、町民がより利用しやすい仕組みづくりに努め、コロナ禍においても魅力のある教室やイベントを開催してまいります。また、町民プールについては指定管理者のもと、より多くの方にスポーツに触れ合う機会を創出してまいります。

これまで上富良野町と協力し進めてきました十勝岳ジオパーク構想については、十勝岳ジオパークとして日本ジオパークに認定されたことから、地域資源をいかした「火山と共生するまちづくり」に取り組み、ユネスコ世界ジオパークの理念である持続可能な発展を目指してまいります。

美瑛高校については、新たな学習指導要領の実施に伴い、新年度入学の生徒からICTを効果的に活用した授業が始まることから、生徒1人1台の端末導入支援を行うとともに、美瑛高校が掲げる「キャリア教育の充実」への支援を継続し、生徒の夢の実現と可能性を開く学びの場づくりを、引き続き地域が一体となり取り組んでまいります。

第4、安全・安心なまちづくり。1、都市計画。道路や公園、上下水道などは、町民の生活や町の産業振興に欠かせない基本的な社会基盤です。本町が誇る豊かな自然や素晴らしい景観との調和を図るとともに、町民が安心して生き生きと暮らすことができるよう計画的な整備と維持管理に努めてまいります。

町民の交流の場である公園については、実施設計を終えた、ことぶき公園の徒渉池整備に着手するとともに、東町公園及びさくら公園の遊具の更新に取り組み、充実した子育て環境の整備に努めてまいります。

町道整備については、引き続き計画的な整備を行い、舗装個別施設計画及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき、限られた予算の中で適正な老朽化対策に努めてまいります。

住環境の整備については、平成26年度に策定した美瑛町公営住宅等長寿命化計画を改定し、中長期的な視点で公営住宅等の整備に努めてまいります。また、新たに住宅リフォーム等助成事業を設け、誰もが安全で安心して暮らし続けられる住環境整備の促進と更なる定住促進に取り組んでまいります。

2、水道・衛生。上下水道については、新たな公営企業会計システムの導入に向けた準備を進めるとともに、管路や施設整備についても、経営戦略やストックマネジメント計画に基づき、長期的視点で施設全体の老朽化の状況を考慮し、効率的な更新を進めてまいります。また、上水道事業では、施設毎に中期的な施設改修が計画的に行われるよう、アセットマネジメントを策定してまいります。

下水汚泥コンポストについては、引き続き農地や公共施設での利用を推進するほか、新たに町民へ還元する取り組みを進めてまいります。環境衛生、廃棄物対策については、ごみの減量化及び再資源化に対する取り組みを継続的に進めてまいります。

し尿処理については、老朽化が著しい浄化センターを廃止し、連携中枢都市圏形成の枠組みにより旭川市へ処理を委託し、安定したし尿処理体制を構築してまいります。

3、地域防災・危機管理。地域防災の強化に向けては、町内の小中学校や町内会等へ出向いて、ハザードマップの正しい見方や過去の災害の事例などを解説する「出前防災講座」を更に推進することで、町内で起こり得る様々な災害に関する知識を深めるとともに、災害に対する事前の備えを意識してもらえる機会となるよう努めてまいります。

新型コロナについては、感染状況に応じた適切な情報提供による予防と対策を行うとともに、避難所等における感染拡大を防止するために必要な物品を備蓄するなどの対策を行ってまいります。

前回噴火から33年が経過した十勝岳については、今すぐ噴火するような状況ではありませんが、火山性地震や火口内での発光現象などが確認されている状況にあります。今後も引き続き、火山活動に注視していくとともに、十勝岳噴火総合防災訓練の実施や各関係機関と連携を深めるなど、万が一の事態に備える取り組みを継続してまいります。

4、交通・新エネルギー。コロナ禍や働き方改革の普及によって、都市部の人々の地方への関心の高まりや企業におけるリスク分散といった変化が生まれ、テレワークやリモートワークといった新しい働き方が注目される中、多様な地域資源をもつ本町での新しい滞在の形態としてワーケーションが伸張しています。その一方では、来訪者が滞在中の町内観光や買い物などの移動交通手段の確保が課題となっているところでもあります。こうした働き方の流動化や多様化によって生み出された新たな旅行の価値を確実に捉え、地域の活性化や交流・関係人口の創出・拡大につなげるため、新たにカーシェアリング実証事業に取り組んでまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現は、環境と経済が調和した持続可能な社会に欠かせないものと考えております。総面積の約93パーセントを占める山林や農地といった本町の特性をいかした森林資源の循環利用や環境と調和した農業の更なる推進を図るとともに、地域産業と連携した再生可能エネルギーの導入などに向けて、北海道の支援事業も活用しながら庁内

プロジェクトチームを設置し、年度内の「ゼロカーボンシティ」宣言を目指し、関連する計画や事業の検討に取り組んでまいります。

第5、みんなで歩むまちづくり。1、町民参加・協働。地域の特性をいかした「美瑛らしい」まちづくりを進めるためには、町民の皆さまの力が不可欠であり、町民が主体のまちづくりを実現するための基本的なルールとなる自治基本条例（仮称）の策定を目指してまいります。また、美瑛町共有ビジョンを柱とした新たなまちづくり総合計画を策定し、町民の皆さまの声を基に「まちづくりをデザイン」する取り組みを加速させてまいります。

2、情報化。情報化については、引き続き公衆無線LANの整備拡張を実施することで通信環境の充実に努めてまいります。また、コロナ禍の状況において、サイバー攻撃の増加に対応するため、庁舎内ネットワークのセキュリティ強化を図ってまいります。さらに、美瑛町LINE公式アカウントの機能拡充を図り、より効果的な情報発信と町民サービスの向上に努めてまいります。

3、行政・財政。行政改革については、創意工夫による事業選択や経費の抑制を図りながら、多様化する町民ニーズに的確に対応するため、引き続きスマート行政推進事業によるワンストップ窓口の取り組みやキャッシュレス決済システムの導入など、デジタル技術等の活用による町民の利便性向上と業務の効率化を図り、質の高い公共サービスの効果的な提供に努めてまいります。

行財政の推進については、いまだ収束を見ない新型コロナによる地域社会への影響を踏まえ、今何が必要とされているかを見極めた上での取り組みを着実に実行しつつ、次の世代につなぐ健全な財政運営がなされるよう、既存事業の見直しや改善、時代に即した行政運営のあり方を常に模索してまいります。

町税につきましては、税法に基づいた適正な税務事務を行い、町財政の貴重な財源収入を確保するとともに、各種町民サービスの向上に役立てるよう努めてまいります。また、地方税共同機構との連携により軽自動車税（種別割）の納付情報をオンライン化するなど、税業務の電子化に取り組んでまいります。

予算執行に当たっては、効率的な財源の活用による将来負担の適正化を図ることはもちろん、ただ漫然と事業を実施することなく、町民の皆さまの暮らしがより豊かになることを目指し、まちづくりを推進してまいります。

むすびとなりますが、今、人々の暮らしや働き方、社会の仕組みなどが短時間で大きく変化し続けています。その中で、将来の美瑛町のありたい姿を実現していくためには、変えるべきものは大胆に変える、守るべきものはしっかりと守ることが必要です。

美瑛町は、先人たちが厳しい自然環境の中、今日の繁栄を築き上げてきた「可能性と挑戦の

まち」です。この繁栄は、この地で、日々額に汗し、農地を耕し、道を開き、子を育て、暮らしを営んできた、そうした多くの方々がおられたからこそ享受できるものです。時代が大きく変化を遂げる今だからこそ、この豊かな資源に恵まれたまちを、次の世代にしっかりと引き継いでいかなければなりません。

本町が誇る価値の源泉は、私たちが暮らす地域そのものにあります。この誇るべき価値への思いと、新しい価値を創造していく気概を共有し、まちの未来を展望しながら、町民の皆さまと共に歩みを進めてまいります。

誰もが安心して暮らし、この地で夢を描き、活躍し輝き続けることができる未来を創っていくため、一人一人の力には限りがあっても、夢を共にし、思いをつなげ、力を合わせることで、困難を乗り越える大きな力を生み出すことができると確信しています。

町議会議員並びに町民の皆さま、共に力を合わせ、美瑛町の未来を切り拓くため、一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和4年度の執行方針といたします。ありがとうございました。

教育行政執行方針

○議長（佐藤晴観議員） 次に、千葉教育長から令和4年度教育行政執行方針についての申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

千葉教育長。

（教育長 千葉 茂美君 登壇）

○教育長（千葉茂美君） 令和4年度教育行政執行方針を述べさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

令和4年第2回定例会に当たり、令和4年度の教育行政の執行に関する方針について申し上げます。

グローバル化の進展や人工知能の進歩などの絶え間ない技術革新等により、教育を取り巻く社会構造や労働環境は大きく変化しています。

今後、子どもたち一人一人が持続可能な未来の担い手として、自らの感性や創造性を磨き、自ら課題を見だし、主体的に考えて行動する力を育成する教育を実現することが重要です。

また、教育行政には、常に将来を展望し、実践・検証・改善を繰り返し、学校や地域の持続可能性を追求する姿勢が必要です。

いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、学校における対策につきましては、

引き続き、強い危機意識を持ち、感染拡大の防止や情報の提供に努めるなど、事態に即し適切に対応してまいります。

美瑛町教育振興基本計画で示す教育の目標や重点の実現に向け、町の魅力や活力を創出し、郷土への愛着や誇りを持ちながら持続可能な地域を支える人材を育成するとともに、町長部局と連携を図り、町民一人一人が生き生きと学び続ける環境づくりを通して、心豊かに輝くまちづくり、人づくりに資する教育行政の充実と発展に取り組んでまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

1、社会でいきる力の育成です。子どもたちには、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくことができる資質・能力を身に付けることが必要です。

確かな学力の向上のため、町内の小中学校で統一した学習規律を定め、小中学校で一貫した指導方法の確立を図り、指導の効率化や学びの連続性の確保に努めてまいります。日常の授業においては、授業の目標を示し、課題解決に向けた「見通し」や学習の「振り返り」を位置付けるなど、学習内容の確実な定着を図るよう努めてまいります。また、子どもたちの学びへの興味・関心を高め、分かりやすい授業を展開するため、プロジェクターなどのICT機器を有効に活用するとともに、GIGAスクール構想の下で整備した児童生徒1人1台の情報端末を積極的に活用します。

さらに、教育助手の配置を継続するとともに各中学校で行っている放課後学習や長期休業中の小学生学習ルームを実施し、学力の定着につなげてまいります。

外国語専科指導教員と外国語指導助手を配置し、子どもたちが生きた英語に親しむ授業を実施するなど、外国語教育の推進に努めてまいります。

子どもたちが未知の知識や体験に関心を持ち、仲間と協力して学ぶことの楽しさを通して、子どもたちに望ましい勤労観・職業観を育み、将来に向けての主体的な進路選択ができるよう、ゲストティーチャーによる講演や職場体験、大学等のキャンパス見学を行うなど、キャリア教育の充実を図ります。

特別支援教育では、専門員を引き続き配置し、全ての子どもの実態に即し、子どもが自立できるための合理的配慮がなされるよう、子ども一人一人に対して、きめ細かで切れ目のない教育体制を整えてまいります。

2、豊かな人間性と健やかな体の育成です。児童生徒の成長過程において、基本的な倫理観や規範意識、他人を思いやる心と健康な体を育むことは、自己実現を図る上で大変重要です。

また、郷土の良さを見つけようとする心を持ち、郷土のために何ができるかを考えることのできる人材育成に向けた取り組みも必要です。

このため、子どもの発達段階に応じて美瑛の自然や歴史・文化・先人について体験的に学び、

郷土に愛着を持ち地域を愛する心や地域の人に対する思いやりの心を育成する「ふるさと学習」の充実を図ってまいります。

また、道徳教育の充実を図り、命を大切にし、豊かな人間性・社会性を育む取り組みを進めてまいります。

いじめ問題への対応については、美瑛町いじめ防止基本方針に基づき、学校や家庭、関係機関等と連携し、未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

不登校問題への対応については、引き続き、学校において丁寧な教育相談や家庭訪問を繰り返し行うとともに、スクールカウンセラーが定期的に各校を巡回します。

子どもや家庭の問題については、問題解決のため関係機関の連携を要するケースにあっては、スクールソーシャルワーカーを活用するなど、悩みを抱える児童生徒や保護者との相談体制の充実を図っていきます。

また、困り感や悩みを抱える子どもに対する相談支援の場として、心の教室相談員を配置している「マイスペース」について、子どもたちがより利用しやすい環境となるよう充実を図ってまいります。

子どもたちの自主的な読書活動を支援するために、学校図書館へ図書司書を巡回させ、児童生徒にあった本の紹介をするなど、豊かな感性や創造力を育ててまいります。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果などの活用と分析を進め、体育授業の改善により体力向上を目指します。

学校給食においては、本町の基幹産業である農業から生み出される豊かな食材を可能な限り使用し、子どもたちに栄養バランスの取れた安全安心な給食を提供し、子どもたちの健やかな成長を支えます。

3、学びを支える家庭・地域との連携・協働です。子どもたちが様々な人々と関わり、多様な経験を重ねながら、たくましく成長していくためには、学校教育だけではなく、家庭や地域と連携・協働することが重要です。

このため、学校に対する理解が深まるよう、学校だよりによる教育活動の情報発信など、開かれた学校づくりの取り組みを推進するとともに、より一層地域とともにある学校づくりを目指すよう、コミュニティ・スクールの充実を図ってまいります。

また、子どもたちが休日を有意義に過ごすとともに、日常の学習を補充することができるよう「土曜学習」事業に引き続き取り組んでまいります。

保護者の経済的な負担を軽減するため、学校給食費の無償化やスキー授業のリフト代、修学旅行費の一部助成事業などを継続してまいります。

児童生徒の登下校を支えるため、スクールバスを運行するとともに、既存車両の維持補修に

努め、併せて安全運転の徹底を図ってまいります。

学校施設については、児童生徒が安全で安心な環境で快適に学ぶことができるよう、必要な改修等を進めてまいります。

4、学びをつなぐ学校づくりの実現です。幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼小の円滑な接続や教職員間の連携が重要です。幼小間で小学校入学前から入学後まで、細かな指導計画を立て、安心して学校生活が送れるように努めます。小中学校の9年間を通じて、一貫した指導の充実を図るため、引き続き、中学校教員による小学校への「出前授業」をはじめ、小中相互の授業公開などを行ってまいります。

児童生徒に質の高い教育を保障するには、教員の授業力はもとより、服務規律の遵守や危機管理の徹底など高い倫理観が求められています。

このため、北海道教育委員会や上川教育研修センターなどが実施する各種研修事業への参加を促進するほか、保護者や地域から信頼されるよう魅力ある学校づくりに資するため、本町独自の教職員研修を引き続き実施してまいります。

また、学校全体でよりきめ細かな指導につながるよう働き方改革を進め、子どもたちと向き合う時間を確保し、教員が健康で生き生きとやりがいをもって職務に精励できるよう努めてまいります。

児童生徒の安全確保については、日頃から登下校時における指導をはじめとして、避難訓練や通学路の安全点検など関係機関と連携した学校安全の推進体制の充実を図ってまいります。

5、学びをいかす地域社会です。第10次社会教育中期計画の方針に基づき、「きっかけ」「つながり」「やりがい」の三つの重要な柱のもと、生涯学習を推進し、活力ある地域づくりに努めてまいります。

公民館事業では、常に変化し続ける社会情勢や個人の多様な学習ニーズに柔軟に対応し、児童生徒を対象とした「自然とふれあいの里」や成人対象の「大人カルチャースクール」、高齢者対象の「すずらん大学」など、生涯にわたる継続的な学びにつながるよう様々な事業を実施してまいります。

また、公民館分館に対しては、引き続き各分館の自主的な事業運営を支援し、地域の活性化や連携が図られるよう支援してまいります。

「びえい出会いふれあい祭り」事業においても、多世代交流を通して明るく充実した家庭づくりと地域住民とのコミュニケーションを促します。

図書館については、あらゆる世代の町民の生涯学習活動の核となる大きな役割を担っていることから、居心地の良い図書館づくりを進めてまいります。

本に関するイベントや古本市の開催など、来館者の興味をひくような特集を定期的に行うほ

か、季節の行事に関連した壁面展示を行うなど読書環境づくりを進めてまいります。

また、幼児期の読み聞かせや児童期の読書は、子どもの成長にとって極めて重要なことから、読み聞かせボランティアグループによるお話し会やブックスタート事業も継続してまいります。

以上、教育行政の各分野における主要な方針をご説明申し上げました。町議会議員並びに町民の皆さまの御理解と御協力を心からお願い申し上げ、令和4年度の教育行政執行方針といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから各議案の提案理由の説明を求めます。

はじめに、議案第16号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第16号の提案理由につきましてご説明申し上げます。美瑛町各会計予算書の1頁になります。令和4年度美瑛町一般会計予算は総額では103億8,200万円となり、前年度当初予算と比較して8.8%、8億3,900万円の増となりました。はじめに議案条文を朗読し、その後、予算内容の説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、予算内容の説明に当たりましては、本予算書と別冊の各会計予算説明書によりご説明申し上げます。

はじめに、別冊の令和4年度各会計予算説明書により説明いたします。予算説明書の15頁になります。

3、一般会計予算の説明になります。一般会計予算の説明につきましては抜粋して朗読し、説明いたします。冒頭の11行を省略し、12行目、本町における、からになります。

本町における令和4年度予算編成においては、町税は総額で前年度比75万1,000円（0.1%）増の10億8,918万1,000円を計上しました。

普通交付税の推計に当たっては、令和4年度地方財政計画を考慮するとともに、本町の特殊要因を勘案し推計したところ、交付推計額は前年度比1億円（2.2%）増の47億円となり、うち1億円を財源留保し、前年度比1億円（2.2%）増の46億円を計上しました。また、臨時財政対策債については、地方債計画で示された全体額が前年度比67.5%減となったことから、財源調整を含み前年度予算額対比で、2億2,400万円（75.9%）減の7,100万円を計上しました。

特別交付税については、前年度実績見込みを考慮するとともに、ルールに基づき算入される中山間事業算入分などを含み、前年度比1,200万円（3.4%）減の3億4,000万円

を計上しました。

令和4年度の予算編成に当たっては、新規事業の実施や社会情勢の変化への対応、老朽化した施設の維持管理など将来的な財政需要の増大が見込まれる中で、限られた財源の有効配分や新たな財源の検討、既存事業の廃止や見直しの中で公債費負担や経常経費の見直しを継続し、予算編成を行いました。

この結果、令和4年度一般会計予算の総額は、前年度比8億3,900万円(8.8%)増の103億8,200万円となりました。以下、21頁までの予算の説明及び22頁から38頁までの資料につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどご高覧願います。

次に、各会計予算書の説明となります。厚い冊子の方にお戻りください。各会計予算書2頁になります。第1表歳入歳出予算です。

1、歳入、合計額のみ申し上げます。3頁下段になります。第1款町税から第21款町債までの歳入合計が103億8,200万円です。

次に、歳出です。4頁になります。歳出も合計額のみ申し上げます。5頁下段になります。第1款議会費から第14款予備費までの歳出合計が103億8,200万円です。

次に、6頁になります。第2表債務負担行為です。事項、期間、限度額の順で読み上げます。事項、令和4年度全道JA統一要綱資金に対し美瑛町農業協同組合が融資する資金に対する利子補給、期間、令和5年度から令和28年度です。限度額、借入金額1億円の償還利子に対する0.1%の利子補給の相当額135万2,000円。事項、令和4年度美瑛町担い手総合推進事業により新規就農者が美瑛町農業協同組合より借入する貸付金の損失補償、期間、令和4年度から令和16年度、限度額、損失補償、500万円。

次に、7頁になります。第3表地方債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に読み上げます。なお、起債の目的は、個別の起債事業名は省略させていただきます。地域活性化事業、限度額1億590万円、起債の方法、証書借入又は証券発行、利率3.0%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。以下、緊急防災減災事業、公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、辺地対策事業、過疎対策事業は、起債の方法、利率、償還の方法は同じですので、起債の目的、限度額のみ申し上げます。緊急防災減災事業、限度額1億430万円、公共施設等適正管理推進事業、限度額3,160万円、緊急自然災害防止対策事業、限度額5,000万円、辺地対策事業、限度額2億2,500万円、過疎対策事業、限度額5億9,620万円、臨時財政対策債、限度額7,100万円、起債の方法、証書借入又は証券発行、利率、3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資

金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法は省略いたします。合計限度額 11 億 8,400 万円。次の歳入歳出予算事項別明細書、8 頁から 182 頁までについて、説明は省略させていただきます。

次に、183 頁になります。給与費明細書です。給与費明細書については、町特別職、議会議員、その他の特別職及び一般職並びに会計年度任用職員の人数、給与費などについて前年度と比較して、それぞれ 187 頁まで記載しております。説明は省略させていただきます。

次に、188 頁になります。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、合計額のみ申し上げます。189 頁下段になります。合計、令和 2 年度末現在高 133 億 6,845 万 8,000 円、令和 3 年度末見込額 125 億 1,858 万 4,000 円、当該年度中起債見込額 11 億 8,400 万円、当該年度中償還見込額、元金と利子を合わせた計 18 億 1,700 万 1,000 円、当該年度末現在高見込額 119 億 2,636 万 3,000 円、交付税算入額、当該年度 12 億 2,320 万 1,000 円、Dのうち、86 億 989 万 1,000 円。なお、備考欄に実質公債費比率の令和元年度から令和 3 年度までのそれぞれの比率を記載しておりますので、ご高覧願います。

190 頁になります。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書につきましては、実質的に町の負担が伴うものと、実質的に町の負担が発生しないものに区分して記載しております。それぞれの合計額のみ申し上げます。次の 192 頁、193 頁の一番下の欄になります。はじめに、実質的に町の負担が伴うものの合計になります。実質的に町の負担が伴うもの、限度額 3 億 6,524 万 8,000 円、前年度までの支出額 2 億 7,193 万 6,000 円、当該年度以降の支出予定額 6,195 万 1,000 円、左の財源内訳、特定財源、国・道支出金 256 万円、その他 2,180 万 4,000 円、一般財源 3,758 万 7,000 円。次の 194 頁、195 頁の一番下の欄になります。実質的負担が発生していないもの、限度額 1 億 4,000 万円、前年度までの支出額 5,200 万円、当該年度以降の支出予定額 8,800 万円、左の財源内訳、一般財源、8,800 万円。

以上で、議案第 16 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第 17 号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

高木保健福祉課長。

（保健福祉課長 高木 比斗志君 登壇）

○保健福祉課長（高木比斗志君） 議案第 17 号の提案理由のご説明を申し上げます。各会計予

算書の196頁になります。令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算につきまして、はじめに、議案条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以下、197頁から206頁までの歳入歳出の説明につきましては、省略させていただきますので、後ほどご高覧願います。

次に、別冊の各会計予算説明書の説明をさせていただきます。39頁になります。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

老人保健施設事業特別会計予算説明、はじめの2行まで省略させていただきますして、3行目からになります。

要介護高齢者にとって最も望ましい生活の場は、住み慣れた自宅であり、在宅での生活復帰を目指すため、利用者一人一人の状態や目標に合わせ、適切なケアとサービスを提供し、家庭や地域社会の結びつきを維持しながら、生きがいを持った療養生活を送れるよう支援をしてまいります。

令和4年においては、コロナ禍でも安全な事業の継続を図るとともに、送迎車両の更新やリフト付き浴槽の入れ替えなどを実施することで利用者の方々に、より安心して利用できるサービス提供に努めてまいります。

本年度の歳入歳出総額は、前年度比947万7,000円(9.8%)増の1億621万円を計上しました。

以下、令和4年度の予算概要は説明を省略させていただきます。

以上で、議案第17号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第18号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 議案第18号の提案理由につきましてご説明申し上げます。美瑛町各会計予算書の207頁からになります。令和4年度的美瑛町農業研修施設事業特別会計予算につきまして、議案条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以下、208頁から216頁までの歳入歳出予算の説明は省略させていただきます。

次に、別冊の各会計予算説明書40頁になります。朗読をもって説明に代えさせていただきます。農業研修施設事業特別会計予算説明、2行省略させていただきますして、3行目から、まず、農業技術研修センターは、農作物の試験栽培や試験圃場の保全管理、農畜産物の加工研修

及び土壌診断業務を行ってまいります。

農業担い手研修センターは、本町で就農を目指す担い手の居住、宿泊及び研修の拠点として、管理運営を行ってまいります。

本年度の歳入歳出総額は、前年度比1,311万円(39.1%)減の2,042万6,000円を計上しました。以下、歳入歳出の概要につきまして、朗読を省略させていただきます。

以上で、議案第18号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第19号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第19号の提案理由についてご説明申し上げます。議案は美瑛町各会計予算書の217頁になります。令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計予算について、はじめに議案条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以下、218頁から233頁までの歳入歳出予算などの説明につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、別冊の各会計予算説明書の41頁になります。朗読をもって説明とさせていただきます。

水力発電事業特別会計予算説明、平成15年度より運転を開始した水力発電施設は、美瑛川のしろがね頭首工より流域変更導水路を経て、しろがねダムに注入される水力エネルギーを利用して発電しています。その電力を町が管理する基幹水利施設に供給することにより、維持管理費軽減を図っています。また、地方公営企業法の適用に向けた取り組みを進めてまいります。

本年度の歳入歳出総額は、前年度比852万6,000円(21.2%)減の3,168万3,000円を計上しました。

以下、令和4年度の発電規模及び予算概要について説明いたします。最大出力900KWh、発電期間、令和4年4月1日から令和5年3月31日のうち、かんがい期間の190日間。12行目以下につきましては、朗読を省略いたします。

以上で、議案第19号の提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第20号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第20号の提案理由についてご説明申し上げます。議案は、美瑛町各会計予算書の234頁になります。令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について、はじめに議案条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以下、235頁から250頁までの歳入歳出予算などの説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、別冊の各会計予算説明書の42頁になります。朗読をもって説明とさせていただきます。

白金泉源事業特別会計予算説明、白金泉源事業は、白金エリアにおける観光資源の一翼を担っており、温泉利用者へ天然温泉「かけ流し100%の湯」の安定供給が求められております。

このことから、配湯量の増加を図るため、白金泉源21号井の新設工事を実施してまいります。また、予備ポンプの購入や必要な設備の修繕等を行うことにより、白金温泉施設への配湯の安定化を図ってまいります。

本年度の歳入歳出総額は、前年度比1億1,123万9,000円(460.8%)増の1億3,538万1,000円を計上しました。8行目以下につきましては、朗読を省略いたします。

以上で、議案第20号の提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 午後1時まで休憩します。

休憩宣告(午前11時40分)

再開宣告(午後1時00分)

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第21号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第21号の提案理由についてご説明申し上げます。議案は、美瑛町各会計予算書の251頁になります。令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算について、はじめに議案条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以下、254頁を除く、252頁から273頁までの歳入歳出予算などの説明につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、別冊の各会計予算説明書の43頁になります。朗読をもって、説明とさせてい

たきます。

公共下水道事業特別会計予算説明、本町の下水道は、昭和61年に下水処理場の運転を開始し、適切な汚水処理により公衆衛生の向上、浸水防除、公共用水域の水質保全に大きな役割を担っています。

下水道事業は、長期にわたる多額の建設投資と管理経費が必要であり、使用料収入のみでは運営が厳しく、その経費の一部を一般会計からの繰入金で賄っていることから、今後も経営の効率化に努めてまいります。

歳入につきましては、経営の基幹となる使用料を前年度並みとしました。

歳出につきましては、美瑛下水処理場のストックマネジメント計画に基づき、老朽化が進む設備機器等の改築更新を行い、施設の長寿命化を図るとともに美瑛下水処理場の安定した運転管理に努めます。また、地方公営企業法の適用に向けた移行業務の取り組みを進めてまいります。

本年度の歳入歳出総額は、前年度比2,484万4,000円(7.6%)減の3億203万円を計上しました。14行目以下につきましては朗読を省略いたします。

次に、美瑛町各会計予算書の254頁になります。債務負担行為及び地方債でございます。朗読をもって説明とさせていただきます。

第2表債務負担行為、事項、令和4年度水洗便所等改造資金貸付に伴う利子補給、期間、令和5年度から令和8年度、限度額、貸付実績額に対する利子相当額。

続きまして、第3表地方債です。起債の目的、公共下水道事業、限度額1,200万円、起債の方法、証書借入又は証券発行、利率3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

以上で、議案第21号の提案理由の説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第22号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第22号の提案理由についてご説明申し上げます。議案は、美瑛町各会計予算書の274頁になります。令和4年度美瑛町水道事業会計予算について、はじめに議案条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以下、277頁から302頁までの水道事業会計予算実施計画以降の説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、別冊の各会計予算説明書の45頁になります。朗読をもって説明とさせていただきます。

水道事業会計予算説明、水道事業においては、本町の人口減に伴い給水人口も年々減少傾向にあります。給水戸数は横ばいで推移していることから、安定した給水需要により、経営状況は概ね良好に推移しております。適正な収入支出と効果を見極めながら、持続可能な水道インフラの実現を目指してまいります。

令和4年度においても、経費節減と経営の健全化に努めるとともに、水道施設等の計画的な更新を進め、災害等のリスクに強い、安全で良質な水の安定供給に取り組んでまいります。

3条予算のうち、給水収益は、近年の使用水量の推移により水道使用料を予定しております。費用では、施設の維持管理費、人件費、減価償却費等のほか、アセットマネジメント計画策定に要する委託料を予定しております。

4条予算は、道路改良に伴う配水管布設替、配水管新設、浄水場の設備更新、計装システムの設備更新、量水器の取替及び消火栓の更新工事等を実施いたします。14行目以下につきましては朗読を省略させていただきます。

以上で、議案第22号の提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第23号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

観音町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇）

○町立病院事務局長（観音太郎君） 議案第23号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。各会計予算書は303頁になります。はじめに議案を朗読し、その後内容をご説明申し上げます。

（議案の朗読を省略する）

以下、306頁から335頁までの予算実施計画などの諸表、各明細等につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどご高覧をお願い申し上げます。

次に、別冊の各会計予算説明書の48頁になります。朗読をもって説明とさせていただきます。

病院事業会計予算説明、新型コロナウイルス感染症への対応を始めとして、町立病院は美瑛町の地域医療の中心として重要な役割を担っています。この感染症によって生じる医療機関経営への影響は大きく、感染への警戒から受診控えが一層顕著となった現在、一部感染症補助金

を除き例年同様の医療費抑制政策や、診療報酬の改定、医療スタッフの慢性的な不足等複数の要因によって、大変厳しい状況に置かれております。また、老朽化した建物・設備や医療機器の計画的な修繕や更新を進めていく必要があります、経営改善を実現させるためには多くの課題があります。

住民が希求する医療を継続して提供していくためには、旭川医科大学や各医療機関との連携による診療体制の充実とともに、医療機関としての信頼を更に高め、地域の暮らしを守る医療拠点として、今後も一層の経営効率化と充実したサービス、総じて安定した医療体制の確立に努めてまいります。以下、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議案第23号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで8案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、8案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで8案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第16号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第16号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第17号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第17号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第18号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第18号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第19号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第19号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第20号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第20号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第21号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第21号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第 22 号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第 22 号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第 23 号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第 23 号についての総括質疑を終わります。

おはかりします。ただいま一括議題となっています、議案第 16 号から議案第 23 号までの 8 議案の審議については、議長を除く 13 名の委員で構成する、令和 4 年度美瑛町議会予算審査特別委員会を設置して、付託審査することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっています、8 議案の審議については、議長を除く 13 名の委員で構成する令和 4 年度美瑛町議会予算審査特別委員会を設置し、付託審査することに決定しました。休憩中に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行います。

しばらく休憩します。

休憩宣告(午後 1 時 23 分)

再開宣告(午後 1 時 40 分)

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に、令和 4 年度美瑛町議会予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。令和 4 年度美瑛町議会予算審査特別委員会の委員長に、5 番大坪正明委員、副委員長に 12 番山本賢一委員、以上のとおりであります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

おはかりします。3 月 2 日から 3 月 13 日までの 12 日間は、議事整理等のため本会議を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3 月 2 日から 3 月 13 日までの 12 日間は、本会議を休会することに決定しました。なお、町政執行方針並びに教育行政執行方針に対する質問など、一般質問の通告書の提出期限は、明日の正午までとしますので、質問者は事務局へ提出してください。

散会宣告

○議長（佐藤晴観議員） 本日はこれで散会します。

散会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） はい、2日目、定例会お疲れさまでした。今日は、聞き手に回る議員の役割、まあ、ほぼ聞き手に回るということでありましたけども、予算委員会も無事に立ち上がって、委員長、副委員長よろしく願いいたします。令和4年度的美瑛町を左右する大事な予算でございますので、慎重審査をお願いして、そして、昨日も申し上げましたが、最終日、全員で元気に迎えられることをお願い申し上げまして、2日目終了いたします。本日はお疲れさまでした。

午後1時42分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年5月11日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴観

議員 坂田 美香

議員 山本 賢一